

水産分野におけるデータ利活用

ガイドライン 概要版

(イメージ案)

はじめに

「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」は、漁業関係者の皆様が、操業中や水揚げ、出荷の際に発生するデータなどを外部に提供する場合に、知っておくとよいこと、決めておくことについて示したものです。

特に概要版では、漁業者や漁業協同組合・産地市場の関係者向けに、データを正しくやり取りするための取り決めの必要性や、注意すべきことをまとめております。

このガイドラインをもとに情報の提供・利用に関する取り決めを行うことで、皆様とデータの提供を受ける方々とが良好な関係を築き、データ利活用の促進を通じて皆様の業務にお役立ていただけることを期待しています。

1. 水産分野におけるデータ利活用の状況

ポイント

- ・ 水産業の現場で生じたデータを活用することで、漁業者の負担の軽減などに役立てることができます。
- ・ こうしたデータの有効活用の取り組みは「スマート水産業」と呼ばれ、養殖業の支援（センサー付きブイの活用）や、漁業者の操業支援などの取り組みが進められています。
- ・ 研究機関や民間企業などの様々な関係者の間でデータをやりとりすることで、データ活用の取り組みがさらに進められます。

(1) 水産分野におけるデータ利活用の意義

水産現場での生じたデータを活用する例が広まっています。水産業で生じるデータには、例えば、魚種や漁獲水域などの漁獲に関するデータのほか、価格や取引量などの取引に関するデータが考えられます。これらのデータを利用することで、漁業者の負担を軽減するなどの取組が行われています。

例えば、データを基にした漁場の予測を行うことで、効率的な操業をしたり、観測ブイを利用することにより、養殖業の効率化したり、といった取組が実施されています。

これらの取組は、単に漁業者がデータを取得するだけでは成立しません。取得したデータを分析するような研究機関や、データを基に、効率的な操業のアドバイスを行うサービスを提供する民間企業など、様々な人々の連携が必要です。

様々な関係者の間でデータのやり取りをすることで、新たなデータの活用の方法が見つかり、更に拡大することが見込まれます。



(2) 水産分野におけるデータ利活用の例

先に示したような、データを使って水産業の効率化を図る取組は「スマート水産業」と呼ばれています。スマート水産業の導入によって、漁業者の操業の効率化などが行われています。

① 生産者等の情報を活用したスマート水産業の例

ブイにセンサを搭載し、海況情報を取得する取組では、陸地にいながら養殖のいけすの状況を把握することができるようになりました。また、データを利用することで、より客観的な指標で、魚等の成長に応じて、いけすの位置などを調整できます。

この事例では、漁協が、ブイの製造事業者や、アプリケーション開発ベンダと共同して海況情報を取得している。



② 漁業者以外の情報を活用したスマート水産業の例

インターネット経由で、水温や潮流、漁場予測などの情報を提供するサービスでは、漁業者が、海水温や潮流を把握することができます。これにより、漁場の選定が効率的にできるほか、操業計画の立案にもデータが利用できます。



調査船や人工衛星から取得したデータから天候や海況を一覧化します。

漁業者は天候や海況の情報を基に操業の決定ができます。

2. データ保護に関する必要性と現状

ポイント

- ・ データ利活用を進めるにあたり、データを提供する人に安心してデータを出していただくためには、取り決めが必要です。
- ・ データのやり取りを行う場合には、あらかじめやり取りの相手と取り決めをしておくことで、トラブルを未然に防ぐことができます。
- ・ 法律では、「営業秘密」という考え方でデータの保護ができることもありますが、水産業で発生するデータについては、「営業秘密」にあてはまらない場合もあります。
- ・ そのため、取り決めは契約を結ぶことによって行われることがよいでしょう。

(1) データ保護に関する取り決めの必要性

1章で紹介した「スマート水産業」のように、多くの水産関係者がデータを円滑かつ幅広く活用していくためには、データの提供者が安心してデータを提供できるようにするための環境を整えることが大切です。

漁業者や漁協などがデータの提供を行う場合に、提供先の企業等との間で、データをどのように取り扱うか等のルールをあらかじめ決めておくことで、トラブルを未然に防ぐことにつながります。

水産業で扱われるデータは、一度流出すると法律によって保護できないものも多いため、データの提供者の利益を損なわないようにするための取り決めが必要になるのです。



(2) データの利用関係の取決めの現状

データを保護するための手法の一つとして、「営業秘密」による保護という考え方があります。これは、「不正競争防止法」という法律で定められた、企業などが持っている重要な情報を守るための仕組みです。ただし特に海面漁業では、だれでも立ち入りができる海を利用することから、「営業秘密」にあてはまらないことも多くあります。

そのため、取り決めはデータの提供者と提供先との間での「契約」という形で行うことが望ましいです。契約を行う際には、データ提供の目的を踏まえて、内容（利用目的、利用範囲、管理方法等）を決めていくのが理想的です。

なお、現状では、データの提供だけを目的として契約を行うケースよりも、データの提供者と提供先での間の取引や研究参加を行う際の取決めを踏まえて行われることが一般的です。

3. データの利活用における当事者とその関係

ポイント

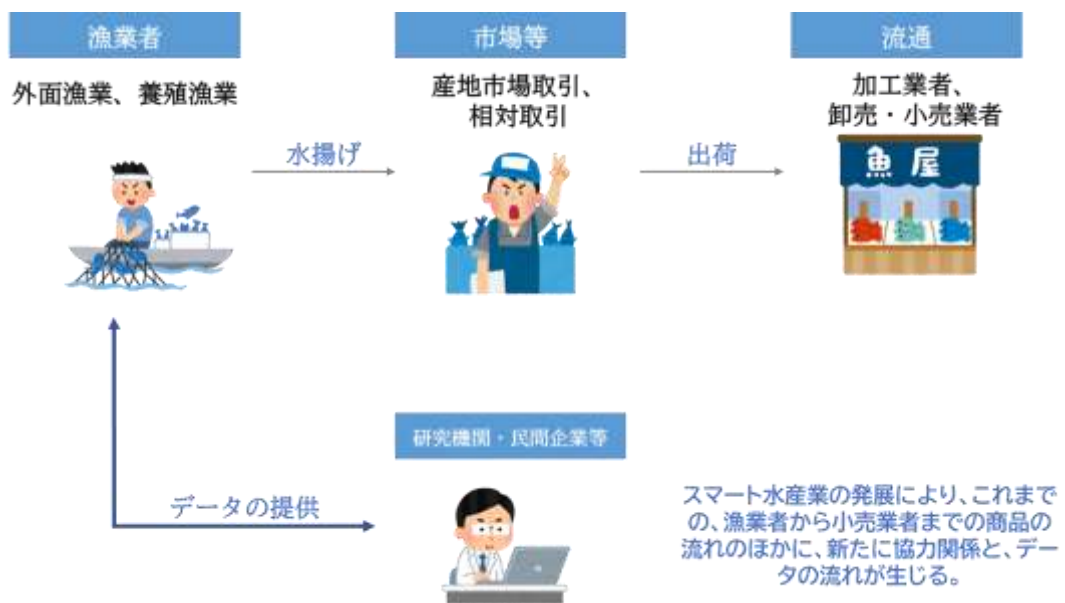
- ・ このガイドラインでは、主に漁業者、漁業協同組合、産地市場、研究機関、行政機関、民間事業者などがデータのやりとりを行うことを想定しています。
- ・ データの提供パターンは、提供の目的と流れによって分類できます。

(1) データ利活用における当事者

このガイドラインでは、漁業者、漁業協同組合、産地市場、研究機関、行政機関、民間事業者などがデータのやり取りを行うことを想定しています。特に、データの利活用においては、漁業者や漁業協同組合のみならず、これまで関係性の薄かった研究機関や民間企業などとも関係性が生じると考えられます。

特に、これまで関係性のあった、漁業者（個人、法人）や漁協、農林水産省が所管する水産研究・教育機構や、都道府県などの行政機関などは、これまでとは違った協力関係が生まれることが想定されます。また、スマート水産業のサービスを提供するような民間事業者との新しい協力関係が生まれることも考えられます。

これらの協力関係は、これまでの魚の流通とは違う形で、データの流通をもたらすと考えられます。



(2) データの利活用における提供関係

データ提供のパターンは、データを受領する方の種類によって分けることができます。この概要版は、主に漁業者や漁業協同組合、市場関係者の方にお読みいただくことを念頭に、漁業者や漁業協同組合の方が提供する際にどのようなパターンがあるかを分類します。

漁業者や、漁協がデータを提供する先としては、大きく、行政、研究機関、民間企業に提供するパターンが想定されます。

このほか、漁業者と漁協の間では、漁業者のデータを漁協が取りまとめるなどの形のデータ提供が発生することが考えられます。

データ提供先	想定される事例
行政	<ul style="list-style-type: none">行政機関に対して、法令等に基づく報告や、その他の目的でデータ提供する
研究機関	<ul style="list-style-type: none">研究機関等に対して、研究協力を行うためにデータ提供する
民間企業	<ul style="list-style-type: none">情報処理や情報サービスの利用などのために、民間事業者に委託する際にデータ提供する生産者等が、民間事業者の製品やサービス開発に協力する目的や、生産者等が民間事業者と新たな商品やサービスを開発する目的のために、データ提供する

4. 水産分野特有のデータ利活用における特徴

ポイント

- ・ 水産業でのデータのやり取りにおいては、ほかの産業と比べて次のような特徴があります。
 - 漁業のノウハウの多くが法律で権利として保護されない
 - 漁業者の多くが個人であるため、データを個人情報や個人事業主の情報として取り扱う必要がある場合がある
 - 漁業協同組合を通してデータが提供される場合が多い
 - 信頼関係に基づく当事者間に限ったデータのやりとりが中心

水産業で発生するデータのやり取りは、ほかの産業で行われるデータのやり取りと比べて次のような点が特徴的です。

(1) 漁業のノウハウの多くが法律で権利として保護されない

漁業を営む中で得られるノウハウとして、操業時間や漁場位置や使用漁具などがあります。これらは、法律で権利として保護される情報ではないため、一旦流出してしまえば利益を守ることが難しく、かつ2章で示した通り営業秘密として保護することも難しい場合があります。漁業、特に自由漁業で取得できるデータやノウハウは、開示してしまうと情報提供者の利益が損なわれるおそれがあるため、他の産業と比べてデータのやり取りが行われづらいという特徴があります。



(2) 漁業者の多くが個人であるため、データを個人情報や個人事業主の情報として取り扱う必要がある場合がある

漁業者には個人事業主が多いことから、操業や水揚のデータが個人と紐づいていることもあります。そのため、個人事業主である漁業者から提供される情報は、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合があります。特に、操業地点や操業時間は個人に結びついた経済的なノウハウに関わるものも多いといえます。

漁業者には個人事業主が多いことから、操業や水揚のデータが個人と紐づいていることもあります。そのため、個人事業主である漁業者から提供される情報は、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合があります。特に、操業地点や操業時間は個人に結びついた経済的なノウハウに関わるものも多いといえます。

〇〇さんの操業回数



××さんの水揚金額



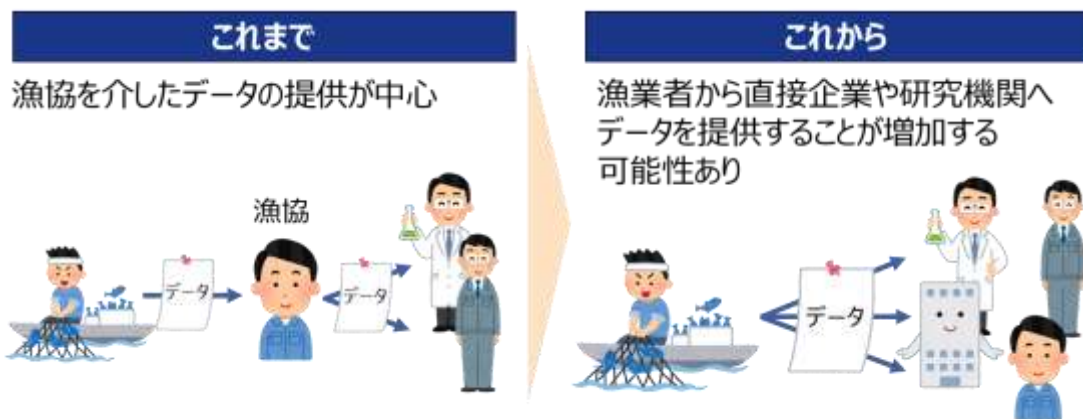
個人と紐づく操業データ・水揚データは個人情報としてあつかう場合あり

(3) 漁業協同組合を通してデータが提供される場合が多い

漁業協同組合は組合員のために事業を行っており、組合員である漁業者が提供する情報の取りまとめを行ったり、必要に応じて外部への提供等を行ったりすることもあります。

また、漁業協同組合が産地市場を運営している場合には、市場での取引の情報をまとめて管理していることもあります。

一方で、スマート水産業などの取り組みが進んでいくと、データを活用して漁業者自身が創意工夫を行うことなどが想定されており、こうした場合には、漁業者が漁業協同組合を経由しないでデータを他者に提供することも増える可能性があります。



(4) 信頼関係に基づく当事者間に限ったデータのやりとりが中心

これまで、漁業者から漁業協同組合へ提供されたデータや、研究のために提供されたデータなどは、比較的限られた範囲での利用が多かったといえます。提供者と利用者の間での信頼関係が存在することから、提供者が想定していない利用や流出とは生じにくく、そのため、はっきりとした取決め等もなされていないことが大半でした。

一方で、スマート水産業などの取り組みが進んでいくと、これまでより幅広い相手とデータをやり取りすることも想定されます。これまで関わりのなかった企業などとの取り組みによって漁業者や関係者の役に立つような製品やサービスが生み出されることが期待されています。

こうした新たな取り組みにおいても、これまでのような限られた関係者間で守られていた利益や信頼が損なわれることのないようにルールを定める必要があります。

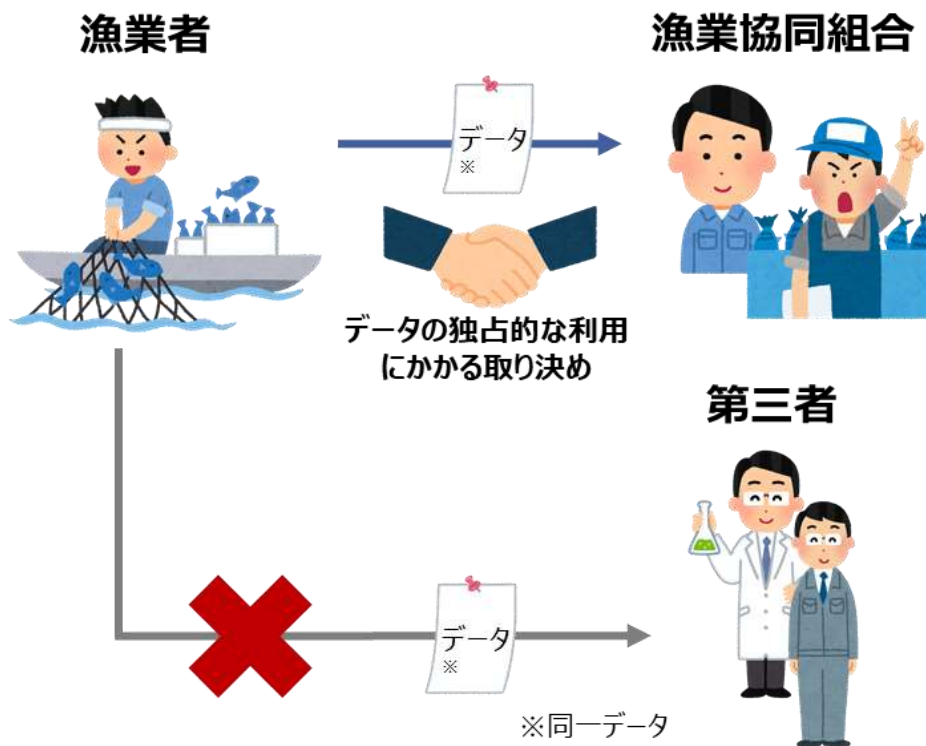


【コラム】 漁業協同組合を介したデータのやり取りの留意点

(3)にてご紹介した通り、水揚げデータや操業データは、漁業協同組合が漁業者から収集した情報を取りまとめて、報告様式への整理を行うようなケースがみられます。

また、漁業者が産地市場に水揚げする場合、産地市場において計量される水産物のデータや売買された結果に関するデータが、産地市場によって生成されます。この場合、産地市場を漁業協同組合が運営している場合には、漁業協同組合の関わりが大きいことになります。

漁業協同組合が漁業者のデータの提供を行う際には、漁業者が自ら行うデータ提供との関係を整理する必要があります。例えば、漁業協同組合がデータの独占的な利用権限に関する取決めをしている場合は、漁業者は自分自身でデータを別の者に対して提供をすることが難しくなります。



5. データ契約において取り決めるべきこと

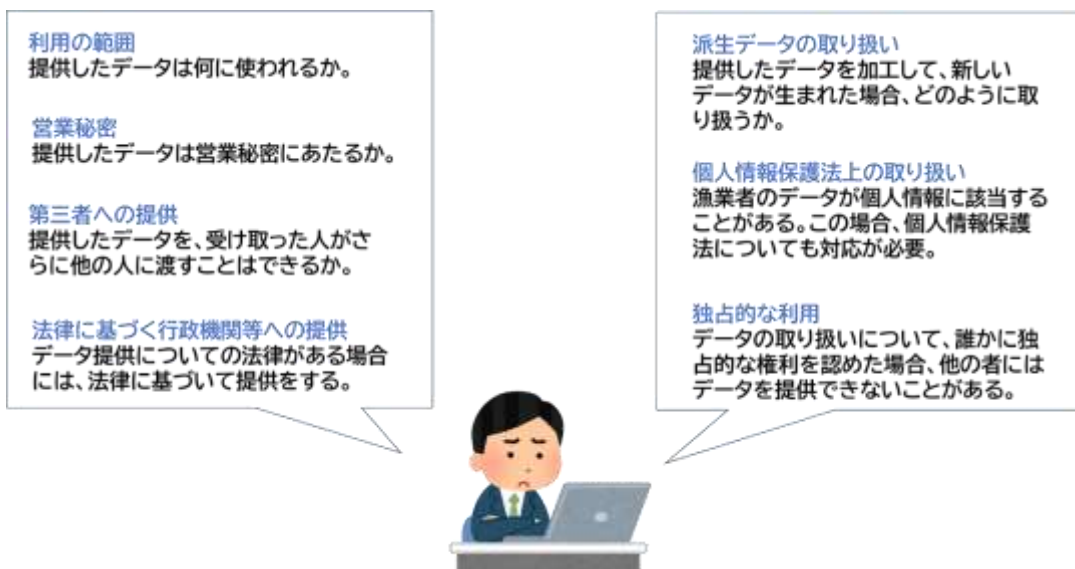
ポイント

- ・ データ契約に際しては、誰にデータを提供するのか、どのようにデータを利用するのかといった点について取り決める必要があります。
- ・ どういったパターンでデータを提供したかによって、留意することは変わってきます。

(1) 各場面におけるデータ契約で取り決めるべき内容

水産分野におけるデータの契約は、誰にデータを提供するのかで区分ができます。これらの区分によって、留意すべき点が変わってきます。

契約の区分を問わず、契約において留意すべきと考えられる事項はいくつかの項目に集約されます。具体的には、利用の範囲、営業秘密の取り扱い、第三者への提供、行政機関への提供、派生データの取り扱い、個人情報保護法上の取り扱い、再提供、独占的な利用です。これらの事項については、法令や規約、契約に基づく範囲で取り扱いがなされるため、事前に取り扱いの範囲を取り決めておくことが重要です。



上述の通り、各種事項については、事前の取り決めにより、その利用の範囲等を定めることが望ましいと考えられます。このほか、各契約の類型に応

じて、特徴的な部分もあります。それぞれの類型の詳細は、ガイドライン本編で確認をしてください。

データ提供先	他の関係と比較して特徴的な点
行政	<ul style="list-style-type: none"> 提供先である行政機関においても、公務員の守秘義務の対象として取り扱われる。
研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 漁業者が個人である場合、研究機関等においても個人情報取扱事業者には該当するが、学術研究目的の場合には、個人情報保護法上の例外に該当する。
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> 漁業者が個人の場合、受託者は個人情報保護法上の個人情報取扱事業者には該当する。ただし、基本的に、受託者は同法上の第三者提供先には該当しない。 商用利用の可否、営業対象地域の確認、商標等、関連する知的財産の利用関係等明示することが望ましい

(2) 他のガイドラインに基づいた取り決め

経済産業省のガイドラインでは、データの利用関係やその対象となるデータについて、特定の分野に限定せず、当事者間で定めるべきルールがあり方等が整理されています。

水産分野の場であっても、事業者間のデータのやり取りで、漁業関係者特有の利害がないような場合には、基本的には一般的なルールに基づいて利用関係に関する取決めを行うこととなります。また、民間の事業者が、保有する気象データなどを漁業関係者に提供するような場合には、提供前は水産分野のデータではないことから、一般的なルールに基づいて取決めが行われることとなります。

農業分野のガイドラインは、主に農業関係者の利害関係の特徴を踏まえて、当事者間で定めるべきルールがあり方等が整理されています。

水産分野のデータ利用関係においても、共通する内容としてとらえられる部分については、農業分野ガイドラインに基づいて取り決めを定めるのがよいでしょう。

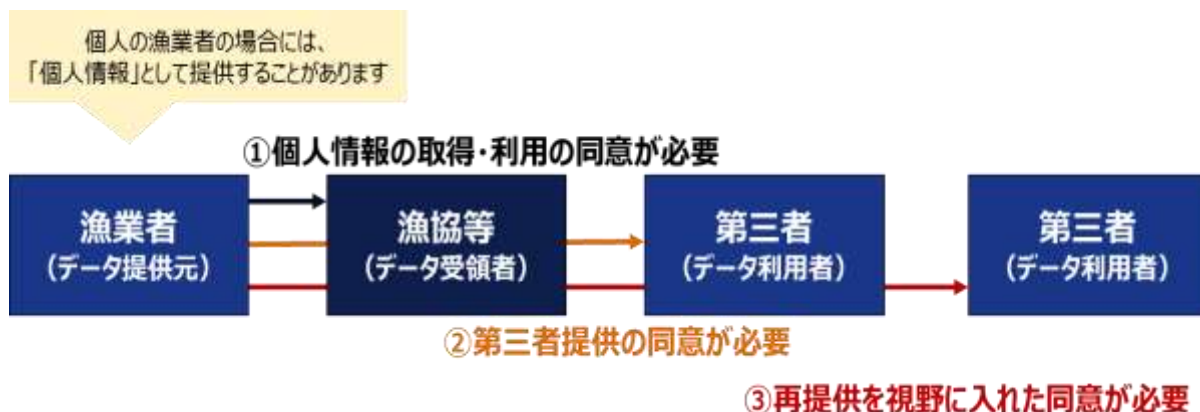
【コラム】 個人情報となる可能性のあるデータの提供

漁業者などから提供を受けるデータに個人情報が含まれている場合には、5章で紹介したようなデータ提供のための契約だけでなく、個人情報の持ち主からの同意を取得することが法律で求められます。漁業者の多くは個人事業主であるため、他分野に比べて、漁業者情報は個人情報となるものが多いです。

例えば、漁業者が漁業協同組合に対して個人データ提供を行う場合（下図①）では、「個人情報の利用目的に関する同意」が必要であるほか、漁業協同組合が第三者に個人データの提供を行う場合（下図②）では、「第三者提供に関する同意」を取得することが求められます。

加えて、提供先からさらに別の者にデータを提供する場合（下図③）には、再提供も視野に入れた同意を漁業者から取得することが求められています。

このように個人データの提供を行う場合には、データそれ自体を提供するための契約のほか、個人情報の同意という観点でも手続きを行うことが必要です。

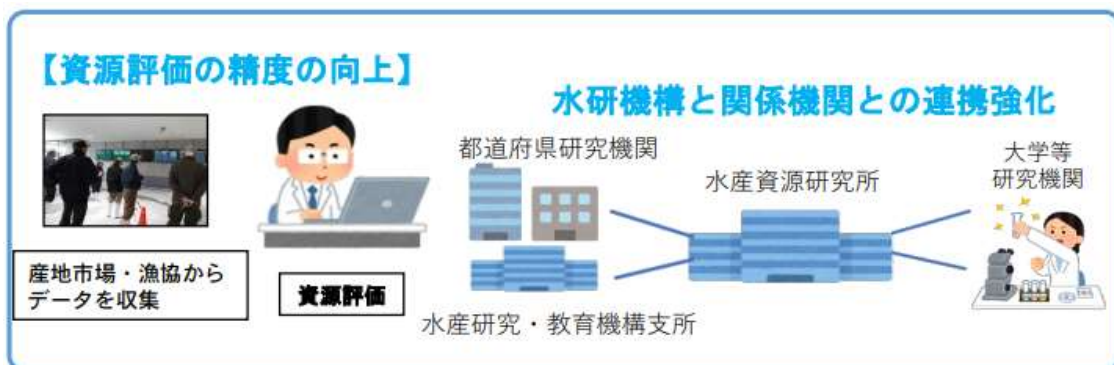


【コラム】国の資源評価のためのデータの利活用

漁獲量や体長組成などのデータは、国による資源評価のための情報として利用されています。

令和2年12月に施行された改正漁業法では、資源管理のために科学的な調査や評価を行うことが位置付けられており、知事許可漁業と漁業権漁業についても、資源管理の状況等の報告が義務化されました。このように、国の政策として、漁業に関するデータを利用する需要は以前と比べ高くなってきています。

こうした資源評価等のために、国が政策として資金を投入することで漁業関係者が得た情報（データ、ノウハウ等）については、政策の目的を踏まえた上で、資金を投入した機関との間で、データの使われ方や提供の範囲について取り決めを行っておくことが重要です。



7. チェックリスト・QA ※2-4p

参考文献 ※1p